

ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザルにおける共同企業体について基本的な取扱いを定めたものである。

1 共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業（以下、「構成員」という。）により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

2 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員の数は、2社以上5社以内とするが、本業務の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。
- (2) 共同企業体は、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加申込書を提出し、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに業務種別を明確にすること。
- (3) 代表企業の変更は、原則として認めない。
- (4) 参加申込書提出後の構成員の変更は認めない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合等、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- (5) 各構成員の出資比率は、要件に付さないものとする。
- (6) 各構成員は、「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領」に定める参加資格要件を満たすこと。
- (7) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、本件に参加する他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (8) 代表企業が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。

3 必要書類

共同企業体を構成しようとするものは、共同企業体協定書の写しを企画提案書の提出期限までに、市に提出しなければならない。